

(参考)匿名表現の自由・利益について

(参考)匿名表現の自由・利益について①

学説

町村泰貴「サイバースペースにおける匿名性とプライバシー(一)」亜細亜法学第34巻第2号71頁以下(1999)

「…現実社会における氏名・住所と切り離して、その意味では匿名で、サイバースペースに固有の人格を発展させる権利が認められるかどうかという問題である。この点について参考となりうる事例として、匿名による情報発信を憲法上の権利と認めたアメリカ連邦最高裁の判決(McINTYRE vs. OHIO ELECTIONS COMMISSION 115 S.Ct. 1551,1516(1995)(事務局付記))が挙げられる。事例はサイバースペースに関するものではないが、実名の表示を義務づける法令を違憲と断じた。匿名による情報発信が必要な理由として、発信に対する負のリアクション、すなわち様々な嫌がらせや報復を回避すること、単にプライバシーを守るため、あるいは匿名であるが故に発言者が誰であるかにとらわれない判断を読者ができるという利点を挙げ、匿名による表現行為も文学作品に限らず一般的に連邦憲法修正第1条により保護されると判示した。ここで示されている匿名の表現行為を法的な権利として認める理由は、日本においても妥当する。また現実社会のアイデンティティを表示しないという意味での匿名による表現行為は、文学作品などでつとに見られたところであり、著作権法上の氏名表示権として「実名若しくは変名を著作権者として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利」が著作者人格権の一つに位置づけられる。このことは、匿名による表現行為が単なる実名表示による不利益を回避するという消極的な理由によるだけでなく、表現者の自己実現の一つとして主体的に選択され得るという積極的な側面ももっていることを示す。…かくして、サイバースペースにおける表現行為に際して現実社会の氏名・住所等を表示するか否かという選択は、表現者自身の自由な意思に委ねられており、その選択権は法的な権利と位置づけられる。…」

市川正人『表現の自由の法理』380頁以下(日本評論社、2003)

「表現の自由の保障は、自己の素性を明らかにしないで匿名で表現活動を行うことにも及ぶ(匿名性の保障)。政府や多数者から見て好ましくないと思われるような内容の表現活動を行う者は、素性を明らかにすることによって、「経済的報復、失職、肉体的強制の脅威、および、その他の公衆の敵意の表明」にさらされる可能性が高いのであるから、素性を明らかにしての表現活動しか認めないことは、そのような表現活動を行おうとする者に対して大きな萎縮効果を与えるであろう。実際、欧米では伝統的に、政府に批判的な文書の普及を妨げることを一つの目的として、表現者の氏名を明らかにするような規制がなされてきたのである。このように匿名で表現活動を行う権利が認められなければならないのであるが、日本国憲法下で匿名で表現活動を行う自由が問題となった裁判例はないようである。それに対し、アメリカの判例には、ビラに印刷者、執筆者、編集者、配布者等の氏名・住所を印刷しなければならないとする市条例を表現の自由を侵害するものであり違憲であるとしたものや(Talley v. California,362 U.S.60(1960))、匿名の選挙文書配布禁止は表現の自由を侵害し違憲であるとしたもの(McIntyre v. Ohio Elections Commission,514 U.S.334(1995))がある。」

(参考)匿名表現の自由・利益について②

(続き)

藤井俊夫『情報社会と法[第二版]』 52頁以下(成文堂、2004)

「...政治的表現の時湯が十分には認められていないような国においては、インターネット上の表現における匿名性というのは、表現の自由の実質的な保障を助けるものとなる。...しかし逆に、まがりなりにも表現の自由の保障がある国においては、匿名による名誉毀損などの例に見られるように、匿名による無責任な表現の弊害の方が、むしろ問題となる。もちろん、ある程度民主主義が確立し、表現の自由の保障が一定の重要な意義をもっていることは否定すべきではない。...とはいえ、逆に、かりに誰もが匿名でしかものをいえないような社会になってしまった場合には、それは個人の尊重、自立した個人を前提とする民主主義社会であるとは、到底いえないであろう。その意味では、本来的には、自分の名を出した上で表現の自由を行使できることこそが最も重要なのであり、匿名による表現の自由の保障というのは、あくまでも補充的な意義をもつものだとされるべきであろう。...インターネットにおける匿名性の当否の問題は、決してネット上の社会それ自体の問題として決定されるべきものではなく、やはり、発信者あるいは受信者の存在するそれぞれの現実の(政治)社会との関係で意義が異なってくるものだといえる。」

松井茂記「公共の安全とインターネット上の人権」法とコンピュータ23号 3頁以下(2005)

「...掲示板への書き込みが匿名で行われていることを問題として、匿名での表現を禁止すべきだという考え方がある。これは匿名での表現が無責任な書き込みを誘発しているとして、必ず実名での書き込みを義務づけようとするものである。このような法律は実際にアメリカの州で制定されたことがあるが、日本でもこれを指示する声は少なくないかもしれない。しかし、これは匿名で表現するという表現の自由をまったく否定するものであり、とうてい憲法21条のもとでは正当化しがたいであろう。